ロ・ハ　［略］
三～十五　［略］
2　［略］
（電圧及び周波数の測定方法等）
第三十九条　法第二十六条第三項（法第二十七条の十二の十三及び第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の経済産業省令で定める電圧の測定方法は、次に掲げるものとする。
一・二　［略］
三　同一の発電所、蓄電所又は変電所の引出しに係る配電線路に属する測定箇所における測定は、同一の日時において行うこと。
四　［略］
2　［略］
3　法第二十六条第三項の経済産業省令で定める記録方法は、次のとおりとする。
一　電圧の測定の結果については、測定箇所ごとに次の事項を記録すること。
イ　［略］
ロ　測定箇所が属する配電線路の引出しに係る発電所、蓄電所又は変電所の名称及び当該測定箇所に係る高圧配電線路の名称
ハ～ヘ　［略］
二・三　［略］
（準用）
第四十五条　第五条から第十一条まで、第十三条から第十六条まで、第四十条の二（第二項第三号並びに第三項第一号ロ、ニ及びホを除く。）及び第四十条の三（第三項を除く。）の規定は送電事業者に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
第九条第一項第四号	変電所、発電所又は蓄電所	変電所
［略］	［略］	［略］
第十四条	［略］	［略］
	送電線路、配電線路、変電所、発電所、蓄電所及び給電設備	送電線路、変電所及び給電設備
［略］	［略］	［略］

（配電事業の許可申請）
第四十五条の二　［略］
2・3　［略］
4　法第二十七条の十二の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一～三　［略］
四　配電事業の用に供する変電所、発電所又は蓄電所の主要設備の配置図
五～十四　［略］
十五　法第二十七条の十二の十二に規定する引継計画の要旨（一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者から譲り受け、若しくは借り受ける見込みの電気工作物を配電事業の用に供しようとするときに限る。）
5　［略］
（特定送配電事業の届出）
第四十五条の二の二十八　［略］
2　［略］
3　法第二十七条の十三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一・二　［略］
三　特定送配電事業の用に供する変電所、発電所又は蓄電所の主要設備の配置図
四～八　［略］

給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができないものであること。
ロ・ハ　［略］
三～十五　［略］
2　［略］
（電圧及び周波数の測定方法等）
第三十九条　法第二十六条第三項（法第二十七条の十二の十三及び第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の経済産業省令で定める電圧の測定方法は、次に掲げるものとする。
一・二　［略］
三　同一の発電所又は変電所の引出しに係る配電線路に属する測定箇所における測定は、同一の日時において行うこと。
四　［略］
2　［略］
3　法第二十六条第三項の経済産業省令で定める記録方法は、次のとおりとする。
一　電圧の測定の結果については、測定箇所ごとに次の事項を記録すること。
イ　［略］
ロ　測定箇所が属する配電線路の引出しに係る発電所又は変電所の名称及び当該測定箇所に係る高圧配電線路の名称
ハ～ヘ　［略］
二・三　［略］
（準用）
第四十五条　第五条から第十一条まで、第十三条から第十六条まで、第四十条の二（第二項第三号並びに第三項第一号ロ、ニ及びホを除く。）及び第四十条の三（第三項を除く。）の規定は送電事業者に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
第九条第一項第四号	変電所又は発電所	変電所
［略］	［略］	［略］
第十四条	［略］	［略］
	送電線路、配電線路、変電所、発電所及び給電設備	送電線路、変電所及び給電設備
［略］	［略］	［略］

（配電事業の許可申請）
第四十五条の二　［略］
2・3　［略］
4　法第二十七条の十二の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一～三　［略］
四　配電事業の用に供する変電所又は発電所の主要設備の配置図
五～十四　［略］
十五　法第二十七条の十二の十二に規定する引継計画の要旨（一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者から譲り受け、若しくは借り受ける見込みの電気工作物を配電事業の用に供しようとするときに限る。）
5　［略］
（特定送配電事業の届出）
第四十五条の二の二十八　［略］
2　［略］
3　法第二十七条の十三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一・二　［略］
三　特定送配電事業の用に供する変電所又は発電所の主要設備の配置図
四～八　［略］